

## 茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市民による省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具製品（以下「省エネ家電」という。）への買い換えに対し、市が補助金を交付することにより、省エネ家電買い換えを促進し、もって家計負担の軽減及び温室効果ガス排出削減を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる製品は、次に掲げる省エネ家電（以下「補助対象製品」という。）のうち、日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のものであって、令和8年6月1日から9月30日までの間に市内の販売店又は事業所において、買い換えを目的に自ら購入し、かつ、市内に所在する自己の居住の用に供する住宅に設置が完了したものとする。ただし、新品（未使用品）であるものに限る。

- (1) エアークンディショナー（目標年度2027年度または2029年度）
- (2) 電気冷蔵庫（目標年度2021年度）

### (補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者
- (2) 同一世帯にこの要綱による補助金の交付の決定を受けた者又は受ける見込みのある者がいないこと
- (3) 市税等を滞納していないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

### (補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、省エネ家電買い換え事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とし、家電リサイクルに係る費用、延長保証料、付属品、配送料や手数料等の購入に付随する経費は対象外とする。また、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合は、それらの相当額を除くものとする。

- (1) 補助対象製品の本体購入費
- (2) 設置工事費
- (3) 消費税及び地方消費税

### (補助金額等)

第5 補助額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 購入費及び設置工事費の合計が15万円以上の場合 30,000円

- (2) 購入費及び設置工事費の合計が10万円以上15万円未満の場合 20,000円
- (3) 購入費及び設置工事費の合計が5万円以上10万円未満の場合 10,000円  
(補助金の交付申請及び交付請求)

第6 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入に要した経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し
- (2) 製造事業者が発行する保証書(販売店名の記載があるもの)の写し
- (3) 家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)の写し(交付日(引取日)が令和8年6月1日から9月30日までのもの)
- (4) 振込先口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカード)の写し
- (5) 本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 第1項の審査及び必要に応じて調査等を行った結果、補助金を交付すべきでないと認めたときは、茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付を決定する場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。  
(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者に対して、第6の規定に基づく請求により、補助金を交付する。  
(交付決定の取消)

第9 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に定める要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(個人情報取扱い)

第10 市長は、取得した個人情報を補助金の交付に必要な範囲で利用し、不交付となった場合は遅滞なく削除するものとする。

(検査等)

第11 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求

め、又は検査することができる。

(市長の指示)

第12 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年2月12日から実施する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日に限りその効力を失う。ただし、同日前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から実施する。

様式第1号(第6関係)

(申請日) 年 月 日

(申請先) 茨木市長

〒 \_\_\_\_\_

住 所 茨木市 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印) (自署の場合は押印不要)

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_  
(日中に連絡可能な番号)

茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付申請書兼請求書

下記のとおり申請し、補助金の支給決定を受けた場合は、当該決定の日  
に支給申請額をもって補助金を請求します。

1 交付申請額

交付申請額及び請求額	補助対象経費合計額が	15万円以上	<input type="checkbox"/> 30,000円
		10万円以上15万円未満	<input type="checkbox"/> 20,000円
		5万円以上10万円未満	<input type="checkbox"/> 10,000円

※交付申請額及び請求額の該当するものにを入れてください。

※同一世帯において、1回しか申請できませんのでご注意ください。

※予算の範囲を超えることとなった日の受付についてはすべて同着とみなし、抽選により受付の順番を決定します。

※補助対象経費に含まれるのは、補助対象製品の本体購入費、設置工事費、消費税及び地方消費税とし、家電リサイクルに係る費用、延長保証料、付属品、送料や手数料等の購入に付随する経費は除きます。またクーポン等の割引を受けた場合は、それらの相当額を除きます。

2 購入家電

(1台目)

対象家電	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫
購入年月日及び設置年月日	(購入) 年 月 日 (設置) 年 月 日
メーカー・型番	
省エネルギー基準達成率	% ( 年度)
補助対象経費【税込金額】	円

(2台目) ※申請にかかる対象製品が1台の場合は記入不要です。

対象家電	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫
購入年月日及び設置年月日	(購入) 年 月 日 (設置) 年 月 日
メーカー・型番	
省エネルギー基準達成率	% ( 年度)
補助対象経費【税込金額】	円

(確認事項)

下記の内容を読んで、にチェックしてください。

- 製品の設置場所は申請者の住所と同じである。(申請者の住所と異なる場合は、補助金の支給ができません。)
- 買い換えを目的として購入した対象製品は、次の要件を満たしています。  
エアコン：省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027年度及び2029年度)  
電気冷蔵庫：省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021年度)
- 令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に対象製品を購入し、設置も完了しています。

【以下は分かる範囲でご記入をお願いします。】

(1台目)

買換前の製品情報	メーカー・型番	
	製造年	年

(2台目) ※申請にかかる対象製品が1台の場合は記入不要です。

買換前の製品情報	メーカー・型番	
	製造年	年

### 3 振込指定口座

金融機関名	銀行・信金 信組・農協・ その他( )	支店・支所
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※申請者氏名と口座名義人は同一をお願いします。

※補助対象外となった場合、取得した口座情報等は破棄します。

### 4 添付書類 ※申請には、次の書類を添付してください。

- (1) 補助対象製品の購入に要した経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し
- (2) 製造事業者が発行する保証書(販売店名の記載があるもの)の写し
- (3) 家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)の写し(交付日(引取日)が令和8年6月1日から9月30日までのもの)
- (4) 振込先口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカード)の写し
- (5) 本人確認書類の写し

## 5 誓約事項

申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。  
(下記の内容を読んで、□にチェックしてください。)

- 購入した対象製品は、茨木市内の自宅で使用するものです。
- 同一世帯で申請者以外の者が別にこの補助金を申請していません。
- 市税等を滞納していません。
- 暴力団の利益となる使用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、補助金の交付の目的の範囲内で使用されることについて同意します。
- 補助金の交付に必要な内容に関し、市職員が私の住民基本台帳の閲覧及び市税の納付確認をすることについて了承します。また、確認できない場合は、求めに応じて関係書類の提出を行います。
- 上記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還することに同意します。

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

氏 名 様

茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

申請時における誓約事項を遵守すること。

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

氏 名 様

茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

(理由)

年 月 日

茨 木 市 長